資料４

令和８年 10 月 21 日
本部事務局企画広報課

関西広域連合

# 令和９年度 国の施策・予算に対する提案の実施について

## １　提案の趣旨

広域事務及び政策の企画調整事務の実施並びに分権型社会の実現等を目的として、国に対し提案を行う。

＜11 月提案の項目＞

・令和８年５月に提案した重点項目（時期的に必要なもの）
・令和８年５月に提案した項目のうち、国の概算要求への反映が確認された項目
・その他緊急的かつ重大な項目

## ２　新規提案項目

〇地域少子化対策重点推進交付金の趣旨を踏まえた財政支援の継続
・地域少子化対策重点推進交付金の趣旨を継承する新たな財政支援制度の創設等

〇地域未来戦略の推進に向けた支援
・戦略産業クラスター計画等に基づく取組に必要となるインフラや拠点整備にかかる予算の確保

〇工業用水道管路の早期耐震化に向けた支援強化
・工業用水道施設の管路更新及び耐震化の予算の確保

〇障害福祉サービス等の円滑な実施
・障害福祉サービス事業者の不正請求に伴う国庫負担金の返還の免除
・新たな審査システムの構築や審査の高度化等の不正受給対策の整備

*※飲食料品消費税率の臨時的な引下げによる地方財政への影響についての対応、就業者負担軽減支援金の導入に当たっての地方負担に見合う財源の確保等に関する提案を「地方税財政制度の充実・強化」の項目に追記*

## ３　提案書の構成

Ⅰ　分権型社会の実現
１　我が国の「もう一つの極」としての関西の実現
２　地方創生の推進
３　地方分権改革の推進
４　地方税財政制度の充実・強化

Ⅱ　広域的な課題解決
１　防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造
２　文化と観光で織りなす「創造の関西」の実現
３　日本の元気を先導する関西経済の確立
４　攻めの農林水産業の確立
５　脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等

Ⅲ　その他関西の重要課題
１　WMG2027 関西への支援
２　大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等

## ４　今後のスケジュール

本日の協議結果を踏まえ、必要な修正を行った上で、11 月中を目途に委員等による提案活動を行う。

# 「令和9年度 国の施策・予算に対する提案（11月提案）」提案項目

新規 ：新たに提案
㊊ ：提案文を修正【別紙参照】

## Ⅰ　分権型社会の実現

### 1　我が国の「もう一つの極」としての関西の実現

#### (1) 首都機能バックアップ構造の構築

①首都機能バックアップ構造の構築の法律等への明記
②皇室の安心・安全
③民間企業等のバックアップ構造の構築等
④首都機能バックアップ構造の構築に向けた社会実験の実施等
⑤政府業務継続計画における代替拠点の具体化
⑥国全体の業務継続計画（BCP）策定とその推進

#### (2) 政府機関等の移転等

①政府関係機関移転基本方針等に基づく各種施策の早期実現及び施策の深化
②社会実験の推進
③国家機関の移転推進
④国出先機関の地方移管の強力な推進

㊊ **(3) 関西への防災庁地方機関の設置**

#### (4) 我が国の「もう一つの極」としての関西を実現する社会基盤整備

①空港の機能強化
②港湾機能の充実強化
㊊ ③道路整備の推進
㊊ ④北陸新幹線の早期開業
㊊ ⑤リニア中央新幹線の早期開業
㊊ ⑥高速鉄道網の整備に向けた調査の確実な実施
⑦持続可能な社会資本の維持管理の推進
㊊ ⑧公共交通の維持等に対する支援

### 2　地方創生の推進

#### (1) 人・企業・大学等の地方分散の推進

㊊ ①市街化調整区域等における土地利用の推進
㊊ ②大学・試験研究機関等の地方移転の促進

#### (2) 少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築等

新規 ①地域少子化対策重点推進交付金の趣旨を踏まえた財政支援の継続について
㊊ ②外国人の受入れ環境の整備

#### (3) 教育施策の推進

㊊ ①高校教育改革への支援の抜本強化
②高等学校等就学支援金制度に係る地方負担分への確実な財源措置
㊊ ③高等教育の負担軽減

#### (4) 地方創生を支援する仕組みづくり

①地方創生に必要な財源の措置
②地域創生を総合的に支援する制度の拡充・創設

新規 **(5) 地域未来戦略の推進に向けた支援**

①地域未来戦略予算の確保
②地域未来交付金の制度改善

(6) 広域リージョン連携に基づく取組への支援

(7) 「地方創生2.0」の実現に向けたデジタル化の推進

①デジタル・新技術の徹底活用による地方の活性化の推進

修 ②行政のデジタル化の推進

**3 地方分権改革の推進**

(1) 国と地方の関係の再構築

①地方分権改革に関する抜本的な議論の開始

(2) 「関西広域連合と国が協議により調整を行う新たな枠組み」の設置

(3) 「広域行政ブロック単位の広域連合」への国の事務・権限の移譲を促進する仕組みの法制化

①「広域行政ブロック単位の広域連合」が担う役割の法制化

②国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等

③国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区（仮称）」及び「実証実験要請権」の導入

(4) 国からの事務・権限移譲の推進

①地方分権改革に関する「提案募集」への対応

②提案募集方式の見直し

③地方分権改革の新たな推進手法の提案

**4 地方税財政制度の充実・強化**

修 (1) 地方一般財源総額の確保

(2) 地方交付税の機能の確保・充実

修 ①地方自治の本旨に則った地方交付税措置

**Ⅱ 広域的な課題解決**

**1 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造**

(1) 南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応

修 ①南海トラフ巨大地震対策及び事前復興の総合的推進

修 ②令和6年能登半島地震を踏まえた災害対策

③地震・津波による被害の防止、軽減

④激甚化する台風災害等への対策

修 ⑤大規模災害の減災、復旧・復興対策

(2) 大規模災害に備えたまちづくり基盤の整備

修 ①国土強靭化に向けた取組の抜本強化

②緊急防災・減災事業の充実

③流域全体で水害を軽減させる治水対策の推進

④災害に強い総合的な治水対策の推進

⑤ダム運用の高度化の推進とダム再生の推進支援

⑥土砂災害対策の推進

⑦高潮・高波対策及び海岸の漂着物処理に対する支援

⑧津波対策の推進

新規 ⑨工業用水道管路の早期耐震化に向けた支援強化

修 (3) 東日本大震災、熊本地震、令和６年能登半島地震等に対する支援

(4) 医療提供体制の確保・充実

修 ①地域医療体制の確保

②地域医療構想の実現

修 ③ドクターヘリの安全かつ持続可能な運航体制の確保及び充実強化

④医療機関の災害対応力強化

⑤災害時の保健医療福祉活動に係る体制強化

⑥社会福祉施設・医療機関等への食材費や光熱水費等の高騰に係る支援

(5) 感染症対策の充実・強化

①新型コロナウイルス感染症への対応

②新興感染症等に備えた対応力の強化

修 ③予防接種法に基づく予防接種の充実

(6) 危険ドラッグ対策の充実強化

修 (7) 依存症対策の推進

(8) がん対策の推進

(9) 家畜伝染病の被害防止対策の強化

修 ①豚熱等家畜伝染病の被害防止対策の強化

修 ②鳥インフルエンザの家畜伝染病対策の強化

新規 (10) 障害福祉サービス等の円滑な実施

**２　文化と観光で織りなす「創造の関西」の実現**

(1) 外国からの誘客促進及びアウトバウンドの推進

①訪日旅行促進事業の充実

②空港等の魅力向上対策

修 ③国際観光旅客税の一定割合の地方への配分

④観光・MICE需要の回復に向けた誘客促進

(2) 文化振興施策の充実

①文化力による地方創生の取組の強力な展開

②「古典の日に関する法律」に基づく施策の一層の展開

**３　日本の元気を先導する関西経済の確立**

(1) 関西の強みであるライフサイエンス産業の振興

修 (2) 適正取引及び賃金引上げの取組の推進

①地方企業への波及

②中小受託事業者への十分な配慮

修 ③「パートナーシップ構築宣言」の推進

④中小企業の持続的な賃金引上げに向けた支援

修 (3) 中小企業の人材確保への支援

修 (4) 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援

修 **４　攻めの農林水産業の確立**

(1) 国際競争力のある農林水産業の実現

(2) 農林水産業の補償制度の拡充及び消費拡大・販路促進対策の強化

(3) 農林水産業における新規就業支援策の拡充

(4) 実効的な農地制度の維持、推進のための支援

修 (5) 高温・渇水への中長期的な対応策に係る支援の拡充

### ５　脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等

(1) 脱炭素社会の実現

①脱炭素社会づくりの推進のための枠組みの早期確立

(修) ②企業や家庭における節電・省エネの促進

(修) ③再生可能エネルギーの最大限の導入

④脱炭素社会の実現に向けたエネルギー関連技術の開発等の促進

⑤中小企業のカーボンニュートラル移行への支援

(2) 外来生物対策の推進

(修) ①クビアカツヤカミキリ対策の推進

(修) ②ナガエツルノゲイトウ等対策の推進

## Ⅲ　その他関西の重要課題

### １　ワールドマスターズゲームズ2027関西への支援

(1) 国家的プロジェクトとしての支援の強化

(2) 東京2020大会等で再認識されたスポーツの価値・役割の発信に資する取組の推進

(3) 大会開催延期に伴う準備段階から国等による財政支援等

(4) 世界の人々が感動する大会の開催とスポーツツーリズムの実践

(修) (5) 機運醸成を図るための各地でのスポーツ大会の開催支援

### ２　大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等

(1) 万博レガシーの継承・発展に向けた支援

(2) 世界に向けたスタートアップエコシステム発信の支援

(修) (3) 空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた支援

(4) 関西の東西軸の連携によるポスト万博シティの推進

【別紙】前回提案からの主な修正点

Ⅰ　分権型社会の実現

1　我が国の「もう一つの極」としての関西の実現

(3)　防災庁の地方機関にあたる防災局の関西への設置

大規模広域災害における国全体の防災体制の強靱化を図るとともに、防災に係る首都機能のバックアップ構造を構築するため、防災庁の地方機関にあたる防災局は複数設置し、西日本の防災局は、関係機関が複数集積する関西に設置すること。

また、防災局の設置に係る検討においては、地方自治体と連携することが必要であるため、被災地支援の知識・経験等を有する国内唯一の広域自治体である関西広域連合と協議すること。

(4)　我が国の「もう一つの極」としての関西を実現する社会基盤整備

③道路整備の推進

道路整備の推進のため、必要となる予算の総額を確保するとともに以下の事業を推進すること。

ア　高規格道路等の未整備区間の早期解消等

(ｷ)　高規格道路等の整備推進のため、国直轄事業の地方負担金に係る地方財政措置の拡充、補助事業の国費率のかさ上げや地方財政措置の拡充などによる重点支援の実施"

④北陸新幹線の早期開業

ア 北陸新幹線の一日も早い大阪までの整備促進

敦賀・新大阪間については、平成 29 年３月の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて、小浜・京都ルートに決定したところであるが、昨年 12 月、北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会は、現行の「小浜・京都ルート」に加え、「米原ルート」、「舞鶴ルート」など、ルート８案について再検証する方針を示した。その後、ＪＲや沿線自治体、経済界からのヒアリング等を行い、今年７月、今後着工５条件の充足を図るルート案として小浜･京都ルートの桂川案(小浜･桂川ルート）で取りまとめられ、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームが正式な与党合意として了承したところである。このことを踏まえ、あらゆる手段を尽くして、新大阪駅まで一気に整備し、北陸新幹線の全線開業を一日も早く実現するよう、次の事項について強く要望する。

(ｱ)国等において体制強化を図り、科学的知見に基づく情報発信を念入りかつ重点的に実施するなど、沿線自治体に丁寧な説明を行いながら、地下水への影響など地元関係者等の懸念や不安を払拭するため最善を尽くすこと。 特に、京都府・京都市が示した課題について解決することは不可欠であり、その上で一日も早い全線開業に向けて取り組むこと。

(ｲ) 安定的な財源の確保など、着工５条件を着実に解決すること。特に、新幹線への公共事業費の拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保、既設新幹線譲渡収入の活用、必要に応じ、財政投融資の活用により、敦賀・新大阪間の建設財源を確保すること。

(ｳ)沿線地域の住民に対し、国が前面に立って、国土政策の根幹を成す極めて重要な国家プロジェクトである北陸新幹線の必要性や意義を丁寧に説明し、早期全線開業に向けた理解促進を図ること。

(ｴ) 環境アセスメントを進めるに当たっては、沿線地域と十分に意見交換を行い、工事に伴う課題の解決策を示した上で、その内容を確実に環境アセスメントにおける環境への影響の分析・評価、環境保全対策に反映すること。

(ｵ)「北陸新幹線事業推進調査」について、国において沿線住民の理解を得ながら、従来、認可後に行っていた調査も含め、必要な調査等を先行的・集中的に行い、施工上の課題を着実に解決すること。また事業費抑制に努め、詳細な駅位置・ルートの決定時期も含め、全線同時開業に向けた具体的なスケジュールを明らかにするとともに、早期開業に向けて、特に工期の長い駅部の工期短縮に最大限努力すること。

(ｶ)広域交通ネットワークの一大ハブ拠点としての役割が期待される新大阪の駅位置については、既存駅の南側地下に配置されることが示されているが、今後の詳細な検討に当たっては、既存の新幹線や在来線との乗換等の利用者利便性等を考慮すること。

(ｷ)地方負担については、沿線自治体の負担が極小化されるよう、より一層のコスト縮減を行うとともに、国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置等、あらゆる手段を講じること。特に、今年７月の北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会において取りまとめられた地方負担極小化のための取組（貸付料の拡充（総工費 75%以上)、国２：地方１の分担スキームの変更、国際観光旅客税の活用、地方財政措置の拡充（現行制度の基準上限率７割以上の適用)、長期低利融資による分割払い等）については、予算化や制度の創設等を行うなど、政府として具体的な裏付けを示すこと。

(ｸ)敦賀・新大阪間の整備に伴う並行在来線は存在しないと考えており、現にこれまでの整備新幹線で、新幹線の通らない県内の在来線や大都市近郊区間が、並行在来線として取り扱われた例はない。この考え方を確認すること。 "

イ 北陸・関西間の円滑な流動の確保

金沢・敦賀間の開業により、敦賀駅において新幹線と在来線特急との乗換が生じたことから、北陸・関西間の円滑な流動が確保されるようスムーズに乗り継げるダイヤの設定や料金負担の軽減、強風等による JR 湖西線の運休対策など、利用者の利便性向上を図ること。

⑤リニア中央新幹線の早期開業

リニア中央新幹線は、三大都市圏間を１時間で結ぶことにより、我が国の経済の活性化や国際競争力の向上に大きく資するものであり、さらに、東海道新幹線の代替機能を果たし、災害に強い国土づくりを進める国土強靱化の観点からも極めて重要な社会基盤である。令和５年７月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても「国土構造に大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクト」であり、「三大都市圏が、リニア中央新幹線の段階的開業を経て約１時間で結ばれる」と明記され、本計画をはじめ、日本再興戦略等の国計画において、「リニア中央新幹線の早期整備」が位置付けられている。また、これまでの「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、リニア中央新幹線の早期整備・活用を図ることや、新大阪駅におけるリニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、新幹線ネットワークの充実を図ることが位置付けられた。また、令和５年 12 月に東海旅客鉄道株式会社より、名古屋・大阪間の環境影響評価に着手したことが公表され、令和８年７月の骨太の方針においては、「沿線自治体と連携して、最速 2037 年の全線開業に向けた財政投融資による支援も踏まえ、できる限り早期の全線開業に向けて、必要な指導や技術的支援を行う」ことが記載されている。

このことから、東京・名古屋間について、工事実施計画に基づき着実に事業が進むよう、関係者間の調整を円滑かつ迅速に進めること。さらに、名古屋・大阪間について、概略のルート及び駅位置の早期公表に向けた準備を連携、協力して加速させるとともに、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の手続を地元調整も含め丁寧かつ迅速に進め、詳細なルート及び駅位置を早期に確定すること。その上で、全線開業時期の８年の前倒し（最速 2037 年）が確実なものとなるよう、東京・名古屋間の進捗にかかわらず、工期短縮に資する工事の準備を最大限進め、名古屋・大阪間の工事に早期に着手し、全線開業に向けた整備を促進すること。

⑥高速鉄道網の整備に向けた調査の確実な実施

令和８年７月の骨太の方針において、「基本計画路線のケーススタディを通じた検討の深化」と明記されている。さらに、令和８年１月には、基本計画路線を有する全国６つの期成会等の共同主催による「新幹線基本計画路線全国総決起大会」が開催されるなど、早期実現に向けた機運が全国的に高まっている。災害時におけるリダンダンシーの確保や、日本海国土軸・太平洋新国土軸をはじめとする国土軸の形成、在来幹線鉄道の高速化及び東京一極集中を是正する地方創生の観点から、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画に位置付けられたままとなっている四国新幹線、四国横断新幹線、山陰新幹線、北陸・中京新幹線について、整備計画への格上げに必要となる法定調査を早期に実施すること。併せて、関西国際空港への高速アクセスの確保の早期実現を図ること。

2　地方創生の推進

(1)　人・企業・大学等の地方分散の推進

①市街化調整区域等における土地利用の推進

市街地と農地や森林との調和を図りつつ、市町村が主体となった迅速かつ柔軟な土地利用の実現に向け、府県による区域区分の要否の判断が可能となるよう、都市計画法による区域区分の義務付けの見直すこと

②大学・試験研究機関等の地方移転の促進

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づく特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制について、規制を継続するとともに、首都圏の大学、試験研究機関等の地方移転に対する支援制度を創設すること（工学系、農学系など地方に研究資源が豊富にある分野の首都圏大学キャンパスの地方移転や地域課題の解決を命題とした学部の新設、首都圏と地方圏の大学の単位互換制度の導入（包括協定等）等）。

(2)　少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築等

新規

①地域少子化対策重点推進交付金の趣旨を踏まえた財政支援の継続について

地域少子化対策重点推進交付金については、地域における結婚支援や子育てを応援する機運醸成等の取組を推進する重要な財源として活用されてきたことから、制度の見直しに当たっては、これまで同交付金により実施されてきた地域の実情に応じた少子化対策が停滞することのないよう、次の措置を講じること。

ア　地域少子化対策重点推進交付金が果たしてきた役割を踏まえ、その趣旨を継承する新たな財政支援制度の創設、もしくは地方創生、こども施策その他関連する既存の財政支援制度の活用により、必要な予算額の確保及び補助対象の拡充を図るとともに、運用しやすい制度設計により、従来と同程度の事業を円滑に実施できるよう措置すること。

イ　特に、「ライフデザイン・結婚支援重点推進事業」、「結婚支援コンシェルジュ事業」、「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業」については、地方公共団体が継続的かつ安定的に実施できるよう必要な財源を確保すること。

ウ　制度見直しに伴い地方公共団体の財政負担が増加することのないよう、十分な財政措置を講じること。

②外国人の受入れ環境の整備

エ　小中学校における外国人児童生徒等への日本語教育の充実に向け、担当教員配置の基準となる対象児童生徒数（18 人）を引き下げるとともに、散在地域への加配の拡充を行うこと。

また、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」について、令

和６年度、令和７年度と交付決定額が減額され、事業実施に困難が生じていることから、必要な財源措置を行うこと。

(3)　教育施策の推進

①高校教育改革への支援の抜本強化

「高等学校教育改革実行計画」の着実な実現のために創設される「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の財政支援の仕組みについて、全体像を早期に示すこと。

また、交付金制度の創設に当たっては、改革先導拠点における基金活用事業が継続的に実施可能となるよう配慮するとともに、改革先導拠点とその他の公立高校との間に極端な差が生じないよう、十分な予算規模を確保し、地域の実情に応じた特色ある高校教育を独自性をもって確実に推進できるような制度設計とすること。

③高等教育の負担軽減

高等教育の修学支援新制度や、「こども未来戦略」において盛り込まれた高等教育費の負担軽減策の着実な実施のみならず、高等教育の授業料等無償化を含む更なる費用負担軽減策や、若者に対する奨学金返済支援策等、修学に係る経済的負担軽減策の充実を図ること。

新規

(5)　地域未来戦略の推進に向けた支援

①地域未来戦略予算の確保

強い地域経済を構築するため、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図る必要がある。このため、戦略産業クラスター計画、地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランに基づく取組の実行に必要となるインフラや拠点の整備を着実に推進できるよう、十分な予算を確保すること。

(7)　「地方創生 2.0」の実現に向けたデジタル化の推進

②行政のデジタル化の推進

ウ　「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において示された重点取組事項の実現

総務省において、令和８年１月に改定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第 5.1 版】」において示された重点取組事項（自治体フロントヤード改革の推進、自治体の情報システムの標準化、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進、公金収納における eL-QR の活用、マイナンバーカードの取得支援・利用の推進、セキュリティ対策の徹底、自治体の AI の利用推進、テレワークの推進）等について、当該計画

に基づき都道府県も含めた全ての自治体において実現できるように、必要な技術的・財政的支援を確実に実施すること。また、2030 年頃の将来像の実現に向けた全体最適かつ効率的な国・地方を通じたネットワーク基盤の検討にあたっては、クラウド市場の競争を不当に制限することとならないよう、また各自治体における現状や今後の動きを踏まえ、特定の製品に特化した構成としないこと。

加えて、国が当該計画の重点取組事項等を進めるに当たっては、自治体からの意見を踏まえ、国と自治体のシステムが確実に連携できるよう措置を講じること。

また、当該計画の推進体制の構築に掲げられているとおり、デジタル人材の確保・育成が課題となっており、デジタル人材の確保・育成に向けた取組を国として強力に推進すること。

4　地方税財政制度の充実・強化

(1)　地方一般財源総額の確保

令和８年度地方財政計画における地方一般財源総額は前年度から 4.4 兆円増額した 72.0 兆円となり、臨時財政対策債は昨年度に引き続き新規発行額が計上されず、残高も大きく縮減しているものの、財源不足額は依然として巨額であり、引き続き、地方にとって非常に厳しい財政環境となっている。

長引く物価高騰に加え、給与関係経費、社会保障関係経費や金利上昇により公債費が増加しており、地方財政は依然として予断を許さない状況にあることから、引き続き、地方税収の動向を注視する必要がある。特に、軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う地方の安定財源確保については、地方の財政運営に支障が生じないよう、適切な財政措置を講じること。

消費税及び地方消費税は、その約４割が地方の財源となっており、社会保障の安定的な財源確保においても重要な役割を果たしていることを踏まえ、飲食料品消費税率の臨時的な引下げによる地方財政への影響について確実に対応すること。

就業者負担軽減支援金の導入に当たっては、事務負担について市町村の意見を十分反映し、その最小化を徹底すること。また、財政負担については地方負担に対応する財源を具体的に目に見える形で措置し、個別団体の財政運営に支障が生じないようにすること。あわせて、更なる制度の具体化に向けて、国と地方の負担割合や、国と地方の役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、地方と早期にスケジュールを共有し、十分な時間的余裕を確保した上で、丁寧に協議を行うこと。

加えて、「年収の壁」の更なる見直しに当たっては、地方財源への影響が懸念されることから、国の責任において代替となる恒久的な安定財源を確保すること。

令和９年度地方財政計画の策定に当たっては、高齢化の更なる進展に伴う社会保障の充実、東京一極集中の是正、地域の経済・雇用対策、防災・減災対策の推進など、喫緊の課題に地方が機動的に対応できるよう財政需要を地方財政計画の歳出に全額計上し、

必要な一般財源総額を確保すること。

また、国の補正予算に依存した財政運営からの脱却に際し、地方団体の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないよう、必要十分な地方財政措置を講ずること。

臨時財政対策債については、国の責任により地方交付税の法定率引上げを含めた抜本的な改革によって、廃止すべきであり、臨時財政対策債に依存することなく安定的で持続可能な地方財政運営とすること。

(2)　地方交付税の機能の確保・充実

①地方自治の本旨に則った地方交付税措置

地方交付税については国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではない。

こども・子育て支援の強化をはじめ社会保障の充実、地域社会のデジタル化の推進、地域未来戦略の推進に伴う新たな地方負担や官公需の価格転嫁や資材価格の上昇に伴う建設事業費の増嵩を含めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

なお、地方の保有する基金は、災害対策や社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の現在高を理由とした地方財源の削減は決して行うべきでない。

また、地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。

また、引き続き小規模市町村や条件不利地域等、地域の実情に配慮し、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

II　広域的な課題解決

1　防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造

(1)　南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応

①南海トラフ巨大地震対策及び事前復興の総合的推進

シ　分散備蓄拠点の増設及びスフィア基準等を踏まえた備蓄物資の質的・量的な充実等、備蓄体制の充実・強化を図ること。

(ｱ)市町村においては、都道府県に認められている法定積立制度がなく、普通交付税措置等が取られているものの、物資購入や保管スペース確保等の経費に

直接充当できていないものもあるため、スフィア基準に適応した体制を構築するにあたり、市町村の費用負担が軽減されるよう、新たな交付金や補助金等創設の財政措置を講じること。

(ｲ)市町村で調達・保管できないものについては、国のプッシュ型支援や流通備蓄等による調達により対応できるよう、国の考え方を示すこと。

(ｳ)１人当たりの居住スペースなど、大都市においては避難者数が多く避難場所の確保にも苦慮していることから、地域の実情に応じたきめ細やかな運用方針を示すとともに、各自治体における好事例を取りまとめ、広く全国へ周知すること。

②令和６年能登半島地震を踏まえた災害対策

セ　避難所外の避難者も含めた被災者情報を把握するため、マイナンバーカードを活用した全国統一の避難者情報集約システムの構築を進めること。

⑤大規模災害の減災、復旧・復興対策

タ　被災地の学校再開に向けた支援に対する求償・補てん制度の創設

学校支援チームが行う被災地での支援活動のうち避難所運営にかかる支援活動だけではなく、学校再開に向けた支援活動についても災害救助法における「救助」の範囲とすることで求償の対象とする、またはそれに代わる予算事業による補てんなど国における財源措置を講じること。

(2)　大規模災害に備えたまちづくり基盤の整備

①国土強靱化に向けた取組の抜本強化

国土強靱化地域計画に基づく地方公共団体の補助金・交付金事業の制度設計等に当たっては、地方の意見も反映し、わかりやすく、より実効性の高い制度とすること。

また、強靱な国土形成を実現するためには、中長期的な見通しのもと、国土強靱化地域計画に位置付けられた事業・取組を強力かつ計画的に切れ目なく推進する必要があることから、第１次国土強靱化実施中期計画に基づく施策の推進に当たっては、危機管理投資による強い経済の実現の観点も踏まえ、近年の資材価格や人件費高騰等の影響を適切に反映し、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。

さらに、国土強靱化を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

新規

⑨工業用水道管路の早期耐震化に向けた支援強化

「産業の血液」を供給する工業用水道施設について、管路更新及び耐震化を進めるための必要な予算額を確保し、甚大な被害が想定される地域等へ重点配分するとともに、国庫補助率を下水道事業と同水準にまで引き上げること。

また、事業費の削減と工期短縮に繋がる管更生等の新たな技術・工法について、国主導で調査・研究を行うとともに、補助対象とすること。

(3)　東日本大震災、熊本地震、令和６年能登半島地震等に対する支援

東日本大震災、熊本地震、令和６年能登半島地震、令和８年熊本地震などの被災地において、被災者の生活再建や一日も早い復旧・復興が求められている。

復興に向けた取組を加速させるため、関西広域連合をはじめとした地方公共団体間の職員派遣等に関し、必要な財政措置を講じるよう提案する。

(4)　医療提供体制の確保・充実

③ドクターヘリの安全かつ持続可能な運航体制の確保及び充実強化

昨年 7 月以降、連合管内のドクターヘリにおいて、運航委託先の整備士不足により、一時的な運航停止が発生した。さらに、本年度は、「大阪府」・「徳島県」ドクヘリにおいて、通年運航可能な運航会社の確保に至らず、また「３府県」・「兵庫県」ドクヘリにおいて、断続的に、運航停止が生じた。現在のドクターヘリを取り巻く環境においては、「操縦士・整備士等の専門人材の不足」や「高騰する機体価格等の運航経費の増大」など、我が国全体における構造的な課題をはらんでおり、都道府県の努力のみで安定的な運航体制を維持することは限界がある。

ア　令和９年度における、全国のドクターヘリ運航の安定確保に国も具体的な取組を行うこと。また、我が国で稼働する各種ヘリコプター（警察・消防・自衛隊等）を活用したバックアップ体制のあり方について、抜本的に検討を行うこと。

イ　令和８年３月３１日付厚生労働省事務連絡により、整備士同乗ルールの緩和が図られ、本年度、兵庫県においては、関係者の理解を得たうえで、「３府県」・「兵庫県」ドクヘリにおいて、整備士の代わりに操縦士を同乗させる運用を導入し、長期間の運航停止を回避したが、一方で、同通知では、「都道府県知事が必要と認める場合」とされるなど、国の主体的な判断が回避されている。ドクターヘリの運航については、国の基本方針を踏まえ、都道府県の医療計画において定めているところ、本来的には国が責任を持って、明確な基準を示すべきであることから、今般の危機的な事態に鑑み、関係機関の理解を得つつ、技術的実情等にも即した新たなルールを策定すること。

ウ　現在、厚生労働省においては、ドクターヘリの安全で持続可能な運航を将来にわたり確保する観点から、運航実態や地域の状況を踏まえた運航体制、運用及び制度・仕組みのあり方を議論する「救急医療搬送体制等のあり方に関する検討会」を設置し、現在、中間とりまとめに至ったが、いまだ抜本的な対策を示すには至っていない。今後、検討会においては、課題に直面する現場の意見をしっかりと踏まえた議論を通じて、中長期的な視点から、国の責任において、持続的、安定

的かつ効率的なドクターヘリ運航体制の再構築を図ることや、効率性・汎用性を高めるとともに人材対応力の向上を図るため、ドクターヘリを含む各種ヘリの機材やルールの統一に向けて更なる検討を進め、具体的な対策を講じること。特に、同検討会において示された中間取りまとめを踏まえ、全国的な実態把握及び分析を行った上で、消防庁など他省庁の事例を踏まえた国の適切な関与のあり方、都道府県を越えた広域連携、地域特性を踏まえた適正な出動要請基準や他の搬送手段との役割分担等について基本的な考え方を示すこと。

エ　人材獲得競争が厳しくなるなか、国土交通省においては、今後の操縦士等の大量退職時代に備え、操縦士・整備士等の人材確保・養成の取組を着実に推進すること。特に、退職自衛官の民間資格取得の円滑化や国主導による操縦士など専門技術者の養成について、引き続き、強力に推進すること。

オ　広域救急医療において必要不可欠であるドクターヘリが、将来にわたり安定的な運航体制が確保できるよう、「医療提供体制推進事業費補助金」から「ドクターヘリ導入促進事業」を分離するとともに、機体価格の高騰や賃上げ、今般の中東情勢による影響などに伴う運航経費の増大を反映した十分な予算を確保すること。また、格納庫や燃料庫の整備・維持管理費など現在の制度上補助対象外となっている経費も含めたドクターヘリの運航等に対する安定的な財政支援の仕組みを別途設けることや、特別措置法の見直しを行うことも含め、恒久的かつきめ細かな財政支援制度を整備すること。特に、自治体の機体購入費用や自治体が機体を所有することを前提とした運航経費について、国庫補助金の対象とし、その際生じる地方負担についても適切な財政措置を講じること。加えて、陸路搬送に時間を要する山間部や離島を抱え、ドクターヘリの代替手段のない地域を運航対象とする場合に、特例措置として補助基準額の増額を行うこと。

(5)　感染症対策の充実・強化

③予防接種法に基づく予防接種の充実

エ　新たに定期接種化が検討されているワクチンについては接種の安全性や有効性など科学的見地に基づく議論を深め、RS ウイルス抗体製剤及びおたふくかぜワクチンについては、予防接種法に基づく定期接種化の方針について速やかに結論を示すとともに、施行時期を含めた実施スケジュールを早期に明示し、各自治体が実施にあたり十分な期間を確保できるようにすること。

(6)　危険ドラッグ対策の充実強化

イ　危険ドラッグ及び大麻由来成分の試験・検査については、各自治体が県民への啓発や取締りなど、各々の方針で取り組んでいるが、必要な標準品を確保し、速やかな利用ができるよう、各自治体への提供の体制を整えること。また、検査に

従事する人材育成のため、必要な研修等を継続して行うとともに、都道府県が行う検査機器の更新等の経費に対し、支援を行うこと。

(9)　家畜伝染病の被害防止対策の強化

①豚熱等家畜伝染病の被害防止対策の強化

豚熱被害について、関西では令和元年９月に滋賀県で初めて野生いのししの陽性が確認され、令和５年７月には兵庫県の養豚場で飼養豚の陽性が確認されるなど、全国で発生地域が拡大しているところであり、養豚場ではワクチン接種農場で発生が継続している。令和７年６月に公表された豚熱清浄化ロードマップでは、飼養豚での清浄化を地域毎に進め、2050年を目途に豚熱清浄国を目指すとされたところであり、引き続き国内の豚熱防疫対策と必要な財政支援を強化すること。

野生いのししを含めて、発生の長期化と拡大が続いていることから、飼養豚及び野生いのししへの有効なワクチン接種・散布に加えて、その方法確立についても国主導で取り組むとともに、豚肉・ジビエ肉等の風評被害対策を行うこと。

また、と殺しレンダリング処理した家畜の一時保管設備を整備すること。

さらに、アジア諸国を中心に感染が確認されているアフリカ豚熱や口蹄疫など家畜伝染病の国内侵入を防止するため、国際線が就航する地方空港やクルーズ船等が寄港する海港での検疫体制強化など水際対策を徹底すること。

野生いのししにおいてアフリカ豚熱の発生に備え、関係省庁と連携した発生地域の応援・調査等に係る体制を構築し、対応に必要な財源の確保や緊急に必要となる電気柵等の資材について、動物検疫所各支所等で充分な量を備蓄するなど、実効性の高い対策を講じること。

②鳥インフルエンザの家畜伝染病対策の強化

感染源の侵入経路の特定と有効な対策の開発、家きんでの発生状況や当該ウイルスの遺伝子性状等の分析を進め、家きん防疫対策と必要な財政支援の更なる強化を図ること。

既存鶏舎の改修・改築により、小動物侵入防止対策の強化を行う場合、国の支援対象とすること。また、制限区域内での損失補償措置に加え、種鶏場で高原病性鳥インフルエンザが発生し、制限区域外である他府県へのひなの供給に支障が生じ、受入れ側の損失が発生した場合等についても国の支援対象とすること。

防疫措置に係る自治体職員の人件費（時間外勤務手当、危険勤務手当等）について、財政支援を行うこと。また、民間事業者への防疫作業委託に係る都道府県の財政負担割合を見直すとともに、民間事業者の参画を拡大し広域での活用できる体制を構築すること。

分割管理の基準を国の指針に明記すること。

家きん舎新築・改築に当たっては、防疫作業を効率的かつ安全にできるように配慮

した構造とするよう基準やガイドラインを設けること。

新規

(10)障害福祉サービス等の円滑な実施

【担当省庁】こども家庭庁、厚生労働省

障害者総合支援法、児童福祉法の運用に当たって、市町村が不正等を行った事業者に対し自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業所等から返還が見込めない場合、返還未済分は市町村が負担することとなっている。

障害福祉サービス事業者の広域的な事業展開が進む中、不正請求事案は複数の自治体に影響を及ぼしており、その徴収不能リスクを個々の市町村のみが負担することは、障害福祉サービスの安定的な提供体制の確保の観点から課題がある。

このように市町村のみに負担を強いるのではなく、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、決定前の事案にも遡ったうえで国庫負担金の全部又は一部の返還を免除すること。

あわせて、こうした不正請求に係る事態を未然に防止する観点から、通常の審査では検出が困難である不適正な請求に対応できるよう、新たな審査システムの構築や審査の高度化を図るなど不正受給対策を早急に整備すること。

2　文化と観光で織りなす「創造の関西」の実現

(1)　外国からの誘客促進及びアウトバウンドの推進

③国際観光旅客税の一定割合の地方への配分

国際観光旅客税について、令和８年７月１日より 3,000 円に引き上げられたが、DMO の機能強化への取組を含む地方の観光振興施策に対して、自由度の高い財源として充当されるよう、広域連携 DMO が策定する広域連携観光戦略に基づく取組への支援のほか、国際観光旅客税収の一定割合を交付金等により、関西広域連合を含めた地方に配分すること。

なお、積極的な国際観光（インバウンド観光）の需要喚起に取り組み、誘客促進を図ることで、国際観光旅客税の財源を確保すること。

3　日本の元気を先導する関西経済の確立

(2)　適正取引及び賃金引上げの取組の推進

現下の経済状況は、緩やかに持ち直しつつあるものの、中小企業は、エネルギー価格や原材料費、労務費等のコストの上昇に加えて、国際情勢や海外経済の動向等の影響により、幅広い業種で資金繰り・経営環境の悪化が懸念されるなど、厳しい経営状況に置かれている。そのような中で、中小企業の経営力の強化を図り、経済の好循環を実現す

るためには、中小企業による原材料費や労務費等の価格転嫁をはじめとする取引の適正化や、持続的な賃金引上げに向けた取組を推進していく必要があるため、次のとおり要望する。

③「パートナーシップ構築宣言」の推進

「パートナーシップ構築宣言」においては、令和８年８月時点で登録企業数が106,002 社、うち大企業が 3,455 社となっており、参加企業は着実に増加しているが、大企業と中小企業の共存共栄関係の構築に向けては、より多くの企業の参加が不可欠であることから、特に大企業の宣言が増加するよう引き続き働きかけること。

(3)　中小企業の人材確保への支援

少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、中小企業にとって人材の確保は喫緊の課題である。人材確保に向けて企業は様々な取組を行っており、自治体や支援機関等においても、地域の実情に応じた支援を実施している。

とりわけ、人材確保において、外国人材の受入の重要性は増している。令和９年４月の「育成就労制度」の施行に向けて混乱が生じないよう、企業に対する制度周知・相談支援をしっかり行うとともに、企業が円滑に新制度へ対応できるよう受入体制整備の支援を図ること。また、「育成就労制度」の施行後も、地方自治体や企業等の意見を聴取するなど、制度の運用状況を継続的に把握し、課題に対し適切に対応できる体制の整備に努めること。

(4)　中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援

中小企業における後継者不在率は減少傾向にあるものの、後継者不在を要因とした倒産件数は高止まりしており、地域経済を支える雇用の喪失や、長年培われてきた技術・ノウハウ等の貴重な経営資源の散逸が懸念されている。

事業者が事業承継や後継者育成に主体的に取り組む契機となるよう、先進的な取組事例や各種支援施策に関する情報発信を強化するとともに、事業承継・Ｍ＆Ａ補助金の継続・拡充を図ること。

併せて、事業承継税制について、より一層の制度周知や利用促進を図るとともに、「中小企業の親族内承継に関する検討会」の議論及び現下における中小企業の事業承継に対するニーズを踏まえ、今後も継続的に中小企業の事業承継が円滑に進むよう、特例措置の延長等、国が主体となって支援策の充実に取り組むこと。

また、「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」においては、日本商工会議所等の見直しに係る意見を踏まえたうえで議論を進めること。

4　攻めの農林水産業の確立

TPP11、日 EU・EPA、日米貿易協定、RCEP 協定など、かつてない農産物市場開放時

代を迎え、国内農林水産業、特に畜産分野を中心とした影響が懸念されるとともに、農林漁業者は大きな不安を抱いている。

一方で、国においては、令和８年７月に策定した「日本成長戦略」の中で、農林水産物等の分野における海外の成長市場獲得を進めることとしている。また、令和６年に改正された「食料・農業・農村基本法」に基づき新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興を柱とする新たな施策の展開も進められている。

国では、ユネスコの「無形文化遺産」へ「和食」が登録されたことを契機に、海外での日本食の普及を図っており、農林水産物の輸出拡大には、更なる高品質化や規模拡大などにより国際競争力のある農林水産業を実現し、「安全・安心」な我が国の農林水産物が世界で認知され、世界の需要を取り込む輸出促進を図ることが重要となっている。

さらに、産地と消費者が直接繋がる「地産地消」の取組は、国民の「食の安全・安心」を確保するとともに、「国内における消費拡大」や「やりがいの持てる農林水産業の実現」に寄与するものである。

そこで、「攻めの農林水産業」の確立を図り、成長産業化を推進するため、次のとおり提案する。

(5)　高温・渇水への中長期的な対応策に係る支援の拡充

米の価格・需給をめぐる状況が大きく変化する中、これまで以上に農産物の安定供給が求められていることから、高温・渇水による農産物の干ばつ等の被害防止や今後の安定的な生産体制の確保に向けて、中長期的な対策に係る支援を強化すること。

具体的には、以下の補助事業の十分な予算を確保し、支援内容を拡充すること。

ア　ハウス内の気温を低下させる細霧冷房など、高温時の農産物の安定的な栽培に資する機械・装置等の導入

イ　効率的な給水が可能な用水路のパイプライン化による自動給水の導入や、ため池・井堰などの水源施設の保全対策

ウ　節水利用や灌水・肥培管理の省力化が可能な日射型拍動潅水装置や、土中水分の管理ができるほ場モニタリングシステムなどの機械・装置の導入

エ　高温・渇水による農業用水の需要増加への対応を踏まえた農業水利施設の維持管理

5　脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等

(1)　脱炭素社会の実現

②企業や家庭における節電・省エネの促進

ウ　省エネ建築物の普及促進のため、ZEH や ZEB に対する補助金について十分な予算を確保し、年間を通じて申請できる仕組みにするとともに、税制優遇の充実

を図ること。特に、環境省の令和９年度予算概算要求には、ZEH 補助（新規分）が含まれていないが、補助制度による後押しがなければ ZEH 普及が鈍化することが危惧されるため、新規分を含めた補助制度を継続されたい。併せて、自治体独自の高性能な省エネ住宅の導入の支援や ZEH ビルダー等の人材育成の仕組みの構築等を行うこと。

③再生可能エネルギーの最大限の導入

ア　環境省の令和９年度予算概算要求で示された「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長促進事業」を確実に予算化し、地方公共団体が必要とする予算額を確保するなど、地方公共団体が地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入拡大を図るために複数年規模での取組が実施できるよう、十分な財源措置を講じること。

(2)　外来生物対策の推進

①クビアカツヤカミキリ対策の推進

クビアカツヤカミキリは、サクラ、ウメ、モモ、スモモなどのバラ科樹木の生木を加害し、被害樹は樹勢が衰えやがて枯死する。本害虫は、平成 30 年１月に特定外来生物に指定され、関西広域連合域内で各地の観光名所のサクラ等で被害が確認されるとともに、ウメやモモ等果樹農業にも甚大な被害を及ぼしている。

令和５年度から「特定外来生物防除等対策事業」、令和８年度から「自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業（補助金）」が創設され、調査や防除などの取組に対して国による支援が行われているが、サクラなど樹高の高い被害樹の伐採・処分には、実施市町村は財政負担を強いられる状況にある。さらに、ウメやモモ等果樹農業に被害がまん延すると、被害拡大防止と同時に経営維持の取組も求められる。

このため、以下の措置を講じること。

ア　「自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業（補助金）」については、補助率の嵩上げを行うとともに、必要な予算を十分に確保すること。

イ　クビアカツヤカミキリ対策本部を中心に、国が主体となって、実効性のある防除体系を早期に確立するなど、取組を推進すること。

ウ　果樹農業等において被害拡大防止及び経営維持対策に必要な予算を十分に確保すること。"

②ナガエツルノゲイトウ等対策の推進

ナガエツルノゲイトウは、その凄まじい繁殖力と再生力で農作物や在来種を凌駕し、農業や生態系に係る被害、河川等の流水阻害等を引き起こすおそれがあり、大規模に繁殖している地域では、その駆除に膨大な費用を投じている。被害拡大防止のためには、早期発見、迅速かつ効果的・効率的な防除を推進する必要がある。

このため、以下の措置を講じること。

ア　改正外来生物法（令和５年４月）に基づき、ナガエツルノゲイトウや同様の被害をもたらすオオバナミズキンバイ等の防除に向けて必要な措置を講じることができるよう、特定外来生物防除等対策事業に係る交付金予算を十分確保するとともに、他省庁とも連携した総合的な支援策を講じること。

イ　新たにナガエツルノゲイトウ等の生息が確認された場合に、緊急的に農業者・管理者等が行う駆除・拡散防止に必要な資材費などに対する支援制度を拡充すること。

ウ　生態系、農林水産業（有機農業含む）に係るほ場やため池・水路などの被害を防止するため効果的・効率的な防除方法について、研究・開発を加速し、早急に確立するとともに、その成果を防除マニュアルに反映し、地方公共団体等に広く提供すること。

Ⅲ　その他関西の重要課題

2　大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等

(3)　空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた支援

万博が開催された関西において、空飛ぶクルマの商用運航をいち早く実現するためには、多様な事業者が参画し、広域での運航ネットワークの構築につながるバーティポートの設置をはじめとした事業環境の整備が不可欠である。

そのため、とりわけ機体数が限られる導入初期に先行して整備を進める事業者に対し、「地域未来戦略予算パッケージ」をはじめとする支援制度において、必要な財政支援を行うこと。また、様々な形態のバーティポート設置に向け、都市計画法や建築基準法、港湾法など関係法令との整合性を図るとともに、国際基準化の動向を踏まえた離着陸場整備の基準策定を進めること。併せて、商用運航の拡大を見据えた運航管理に関する仕組みが確実に構築されるよう支援を行うとともに、必要な規程整備等を行うこと。